

名古屋市税制研究会中間報告書

～ 市民から信頼される税制を目指して～

平成 19 年 8 月
名古屋市税制研究会

名古屋市税制研究会委員名簿

座 長	森 徹	名古屋市立大学経済学部教授
委 員	前 田 高 志	名古屋市立大学経済学部教授
	伊 川 正 樹	名城大学法学部准教授
	松 田 有 加	九州国際大学経済学部准教授
	加 藤 久 美	前名古屋市財政局主税部長(～19年3月) (名古屋市市民経済局理事)
	水 野 隆 昭	名古屋市財政局主税部長 (19年4月～)

目 次

はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・	1
研究会における取り組み・・・・・・・・	2
1 地方税法における軽減措置・・・・・・・・	2
2 軽減措置に関連する最近の税制改正・・・・・・・・	3
3 市独自の軽減措置の研究・・・・・・・・	4
市税の減免等の現状・・・・・・・・	5
減免制度のあるべき姿・・・・・・・・	8
～ 減免制度を検討する際の視点 ～	
1 減免制度の趣旨・目的の明確化・・・・・・・・	8
2 減免制度の公正な運営・・・・・・・・	10
3 減免制度の有効性の検証・・・・・・・・	11
本市の減免制度における主な検討課題・・・・・・・・	13
1 減免制度の制度設計面・・・・・・・・	13
2 減免制度の制度運営面・・・・・・・・	14
3 個別税目における検討方法・・・・・・・・	15
おわりに・・・・・・・・	16
< 市税における軽減措置一覧 >	17

はじめに

名古屋市を取り巻く状況は、少子高齢化の進展や地球環境問題の顕在化など社会状況の変化とともに、大きく変わりつつあり、このような背景のもと、市民の意識も多様化してきている。市民のニーズを的確にとらえ、よりよいサービスを安定的に提供していくためには、自主・自立的な財政運営を進めていくことが極めて重要である。

しかし、名古屋市の財政は、3年連続で一般会計が1兆円を下回っており、歳出では、医療費などの義務的経費の増加が避けられないなど依然として厳しい状況にある。そのため、歳入の約50%を占める市税の役割が極めて重要となってくる。

折しも、現在は地方分権の時代ともいわれ、三位一体の改革の一環として、3兆円規模の税源移譲が実現し、個人市民税についてはこれまでになく大幅な改正がなされることとなった。これにより、市税の果たす役割は一層高まり、それと同時に市税に対する市民の関心もますます高くなってきている。

このようなことを背景として、現在名古屋市が行っている税務運営についての考察から、大都市税制のあり方や法定外税など幅広く調査・研究するとともに、将来のあるべき税制の展望に至るまで検討を進めるべく、18年6月に財政局長のもとに研究会が設置され、諮問を受けたところである。

そのため当研究会では、以下の3つのテーマについて研究することとした。

- ・ 現行の課税制度の総点検（市民から信頼される税制）
- ・ 大都市税制のあり方・法定外税の検討等（自主財源の確保）
- ・ 税源涵養策の検討（将来の名古屋市を支える税制の展望）

この報告書は、1つ目の研究テーマである現行の課税制度について、これまで6回にわたり慎重に研究を進めてきたが、今般、一定の取りまとめを行ったので、報告をするものである。

研究会における取り組み

地方分権が進められる中で、地方が自主・自立的な税財政運営を実現するためには、地方税等の税財源の充実を図ることが必要であり、国と地方の税配分の是正とともに、課税自主権の活用が大きな課題となっている。この課税自主権の活用に関しては、地方分権一括法制定以後、地方税法では法定外目的税の創設などの改正が行われたところである。

しかし、課税自主権というと、とにかく法定外税の創設や超過課税の実施による自主財源の拡大という側面のみが注目されがちであるが、いずれも新たな負担を求めるものであるため、現行の課税や市税の徴収などが適正かつ公平になされていることが、市民からの理解と協力を得るためにも極めて重要である。とりわけ、現行の課税制度の中で市独自で税負担を軽減する減免制度は、負担の公平の例外として位置付けられており、特に適正に運営しなければならない。

当研究会ではこの点に鑑み、市税制の自主的な運営・課税自主権の活用という観点から、まずは市税減免制度の検討を行うこととした。

1 地方税法における軽減措置

地方税法では、特定の者又は物等に対して地方団体が課税することを禁止又は軽減し、あるいは地方団体の判断で税負担を免除又は軽減することを認めている。

そこで、まず、これらの軽減措置に係る基本的な概念について、簡単に整理しておくこととする。(資料編 7、8 頁参照)

(1) 非課税

特定の者又は物等について、国家的な見地から必要と認められる場合に、法律をもって課税対象から除外し、納税義務そのものを発生させない措置をいい、例えば、生活扶助を受けている者に対する市民税や、公共の用に供する道路に対する固定資産税などがこれに該当する。

なお、この非課税の判定は、納税義務などの課税要件を確定させる基準日である賦課期日時点(個人市民税であれば1月1日)で行うこととされている。

(2) 課税標準の特例

一定の政策目的の推進のため国家的見地から、税負担を軽減することを意図して、法律により課税標準を本来のものより

も小さくする措置をいい、例えば住宅用地に対する固定資産税の課税標準の特例などがこれに該当する。

なお、この課税標準の特例の判定は、非課税と同様、賦課期日時点で行うこととされている。

(3) 課税免除・不均一課税

地方団体が条例で定めるところにより一定の範囲のものに対して「公益上その他の事由に因り課税を不適当とする場合」に、独自の判断で課税をしないことを課税免除といい、「公益上その他の事由に因り必要がある場合」に通常よるべき税率よりも低い税率で課税することを不均一課税という。例えば、将来の税源涵養策として企業誘致のために税負担を軽減するものもこれに該当するが、その実施にあたっては、濫用することがないように特に留意することとされている。

(4) 減免

法令に基づいて適法に課税関係が確定した後に、地方団体の条例で定める特別な事由がある場合に限って、その確定した納税義務の全部又は一部を免除するものである。

地方税法第 367 条では、「天災その他特別の事情がある場合において固定資産税の減免を必要とすると認める者、貧困に因り生活のため公私の扶助を受ける者その他特別の事情がある者に限り、当該市町村の条例の定めるところにより、固定資産税を減免することができる。」と定められており、同様の規定が他税目においても設けられている。

また、納税者の担税力に着目した減免のほか、「その他特別の事情がある者」の中には、「公益上の必要があると認められる者」も一般的に許容されている。

なお、減免は、租税債権が一度適法に成立しているという点で、課税自体を行わない非課税や課税免除とは理論的に異なっている。

2 軽減措置に関連する最近の税制改正

個人市民税については、高齢者を年齢だけで一律に優遇する税制の歪みを見直し、年齢にかかわらず担税力に応じて公平に負担を分かち合うという観点から、公的年金等控除の縮減、老年者控除の廃止や高齢者に対する非課税措置の段階的廃止などが行われたところである。

また、固定資産税についても、軽減措置導入の所期の目的を達成したものなど税負担の公平や合理性の観点から適当で

ないものについては、漸次見直しが図られており、例えば公害防止施設に対する特例措置については、技術革新や企業の社会的責任の高まり等を背景として、近年縮減傾向にある。

3 市独自の軽減措置の研究

非課税及び課税標準の特例は、法律により税負担が軽減される措置であることから、当研究会では、市独自の条例により税負担を軽減することができる制度の中心をなす減免について研究することとした。

市税の減免等の現状

名古屋市における市税の減免等による減収額は平成17年度では総額26億円余となっている。これらの減免等の趣旨は、大きく分けて担税力に配慮するものと政策目的によるものであるが、特に政策目的の減免等が多く見受けられる。また、創設時期は古いものでは昭和26年というものもある。市税の減免等の税目別・目的別の状況及び創設時期・規定方法の状況をまとめると、(1)から(4)のとおりである。また、減免制度について、市民の関心を喚起するためにも適切な情報公開が必要であると考えられることから、本報告書の巻末にその一覧を示した。

(1)市税の減免等の状況

税 目	減免等の趣旨・主な減免対象	減免等の額（百万円）		
		15年度	16年度	17年度
個人市民税	〔趣 旨〕 ○低所得者の担税力への配慮 〔具体例〕 1 所得が一定金額以下の障害者、65歳以上の者、寡婦（夫） 2 雇用保険基本手当受給者で、総所得金額が200万円以下の者	211	211	229
法人市民税	〔趣 旨〕 ○法人の活動実態 ○法人の設立趣旨・事業内容の公益性 〔具体例〕 1 事業休止中の法人・清算中の法人 2 民法第34条の規定によって設立した法人 3 公益事業を営む法人等、NPO法人	39	39	42
固定資産税 都市計画税	〔趣 旨〕 ○不特定多数の者が使用する固定資産 ○本市の施策を支援する等の公益性 ○地方税法上の特例措置との均衡（地方税法を補完） 〔具体例〕 1 児童遊園地、ゲートボール場、集会所 2 消防水利施設、消防団の事務所・機具格納庫 3 国民健康保険医が所有する診療用家屋等 4 新築住宅（新築後3年又は5年） 5 公害防止施設 6 賦課期日後、国、地方公共団体等が取得した固定資産	2,041	2,069	2,108
軽自動車税	〔趣 旨〕 ○軽自動車等の使用実態 ○障害者福祉政策の一環 〔具体例〕 1 商品であって使用しない軽自動車等 2 消防団が所有する火災予防活動のための軽自動車等 3 身体障害者等が所有し、使用する軽自動車等	11	12	13
事業所税	〔趣 旨〕 ○地方税法上の特例措置との均衡（地方税法を補完） 〔具体例〕 1 学術文化の振興等に特に寄与する施設 2 中小企業対策等の産業振興政策上特に配慮する必要がある施設 3 事業の目的及び営業の形態上特別の配慮を必要とするもの	252	246	254
合 計		2,554	2,577	2,646

(2) 目的別の減免等の状況

目的	具体例	項目数	減免等の額 (百万円)
個人市民税			
災害・生活保護等	・天災により被害を受けた場合 ・貧困により公私の扶助を受けている場合	2	7
低所得者に対する負担軽減	・所得が一定水準以下の障害者、65歳以上の者、寡婦（夫） ・雇用保険基本手当受給者で、総所得金額200万円以下の者	10	222
法人市民税			
法人の活動実態 (担税力の喪失)	・事業休止中の法人 ・清算中の法人	2	25
事業主体の公益性	・民法第34条の規定によって設立した法人 ・公益事業を営む法人等、NPO法人	5	17
固定資産税・都市計画税			
災害・生活保護等	・天災により被害を受けた場合 ・貧困により公私の扶助を受けている場合	3	11
公益の増進	・児童遊園地、集会所 ・消防水利施設、消防団の事務所・機具格納庫	18	522
特定施策の推進	・新築住宅（新築後3年又は5年） ・国民健康保険医が所有する診療用家屋等 ・公害防止施設	14	1,450
地方税法上の特例措置との均衡(税法を補完)	・国等が賦課期日後取得した固定資産	18	125
軽自動車税			
軽自動車等の使用実態	・商品であって使用しない軽自動車等	2	-
障害者福祉政策の一環	・身体障害者等が所有し、使用する軽自動車等	1	12
公益の増進	・消防団が所有する火災予防活動のための軽自動車等	1	1
事業所税			
災害	・天災により被害を受けた場合	1	0
地方税法上の特例措置との均衡 (税法を補完)	・学術文化の振興等に特に寄与する施設 ・中小企業対策等の産業振興政策上特に配慮する必要がある施設 ・事業の目的及び営業の形態上特別の配慮を必要とするもの	23	254
合 計		100	2,646

(平成17年度)

(3) 減免等の創設時期の内訳

創設時期	項目数	減免額 (百万円)
昭和20年代	17	219
昭和30年代	23	1,711
昭和40年代	13	520
昭和50年代～60年代	37	74
平成元年以降	10	122
合 計	100	2,646

(平成17年度)

(4) 減免等の規定方法

規定方法	項目数	減免額 (百万円)
条 例	30	1,191
規 則	31	558
通 達	39	897
合 計	100	2,646

(平成17年度)

減免制度のあるべき姿

～ 減免制度を検討する際の視点 ～

税制は「公平・中立・簡素」という３つを基本原則として構築されなければならない。特定の納税者に限って負担を軽減することとなる減免制度についても、この原則に則して構築することは勿論、納税者である市民全体から見て合理性があり、理解が得られるものでなければならない。また、地方税は負担分任が原則であるため、過度な負担軽減とならないよう、留意する必要がある。

したがって、減免制度については、その趣旨や目的が明確であり、制度運営については、公正でなければならない。また、社会経済情勢等の変化に応じて、趣旨や目的の希薄化や減免適用対象者の減少なども想定されることから、制度導入後においては不断にその有効性を検証することが求められる。

1 減免制度の趣旨・目的の明確化

(1) 租税負担の公平性の確保

ア 納税者の担税力

市税は、納税者の担税力に着目して課税されるが、納期限の延長や徴収猶予等によっても納税が困難であると認めるような、真に担税力が薄弱な者に対してまで税負担を求めることは租税政策上の観点から適当でないし、また、税負担の公平の見地から好ましくない。そのため、地方税法で例示されている災害を受けたり、生活保護を受けている場合には減免できることとされている。

なお、非課税措置が適用されない場合の急激な税負担を緩和するために、減免を行うこともあるが、地方税法が定める減免の趣旨を十分に踏まえながら、慎重に取扱う必要がある。

イ 地方税法の軽減措置との整合性

地方税法では、国等が所有する固定資産など様々な非課税等特別措置が設けられているが、減免についても、国から全国一律的に指針（通達）が示されているものもあるため、全国的な負担の公平にも留意する必要がある。

なお、地方税法の規定は全国一律に適用されるが、その反面、地域の状況や個々の活動の実態を考慮し、明確に規定することが立法技術上困難な面がある。そのため、個々の地方団体において、非課税等特別措置の創設趣旨と比較考量のうえ、減免を行うことがある。

ウ 他の地方団体の軽減措置との均衡

減免は、市独自の判断で行うことができるが、負担の公平の観点から、行政規模や生活環境などが類似する他の地方団体の軽減措置との均衡にも留意する必要がある。

例えば、県との関係においては、課税趣旨が類似する自動車税が県税としてあるため、その減免状況も軽自動車税の減免を検討するうえで参考になると考えられる。

(2) 公益の増進

ア 公益性・公共性と減免制度

地方税法では、課税対象に対して課税をしないことが広く社会一般の利益（公益）を増進し、あるいは課税することが公益を阻害する場合においては、減免をすることができるとされている。

イ 公益性の判断基準の明確化

減免の根拠として挙げられる「公益性」は多義的な概念である。それだけに、減免措置の根拠として公益の増進を挙げただけではいたずらに減免の範囲を広げることにもなりかねない。そのため、例えば活動主体そのものの公益性に着目して減免を実施するなど、客観的で行政の恣意的な裁量に左右されないようにする必要がある。その際、公益法人（いわゆる民法 34 条法人）は、今後、公益認定等委員会により、税負担が軽減される公益性の有無が判断されることから、その動向も十分注視する必要がある。

なお、公益性については、時代の変化に応じて、その解釈も適宜見直しする必要がある。

(3) 特定施策の推進

ア 施策内容の明確化と効果の検証

特定施策の推進のため経済的支援を行う場合、本来は歳出で対応することが基本と考える。

そのため、施策の一環として減免を行う場合には、どういう目的で誰に対してどのような内容の減免を行うかなどを明確にするとともに、その必要性を十分検討する必要がある。また減免後の効果や達成状況などについても、事業部局から報告を求め、検証する必要がある。

なお、税の軽減措置を用いて施策を推進する必要がある場合としては、市税の減免と補助金を併せて実施する必要

があるような重要性が高い場合や特定の範囲に対して一律に実施した方がより効果的な場合、あるいは歳出で対応した場合と比較して手続面が効率的である場合などが考えられる。

イ 時限措置の活用

特定施策の推進にあたっては、多くの場合、減免のほかには様々な施策が一体的に行われるため、減免の趣旨や目的、効果や達成状況などについて常に検証する必要がある。そのため、この検証を効果的に実施するために、施策の推進期間を考慮のうえ、時限措置を活用することも必要である。

2 減免制度の公正な運営

(1) 減免制度の運用の原則

減免制度については、納税者の個別具体の減免事由を的確に把握するため、課税年度ごとに申請することが原則とされている。そのため、減免制度の内容や申請期限などについて市民に対して十分に周知を行うとともに、減免申請後には、状況を確認のうえ速やかに適否の判断を行うなど、公正な運営に努めなければならない。

(2) 減免制度の規定方法の明確化

減免制度については、納税者が軽減事由に該当するかどうかの判断が容易となり、適正かつ公正に制度運用できるように規定方法についても留意する必要がある。

そのため、減免制度の対象範囲、減免率、申請期限など、納税者の税負担に影響を及ぼすような事項については条例・規則で定めるなど、できる限り客観的で行政の恣意的な裁量に左右されないよう明確なものにする必要がある。

(3) 減免率・減免期間の合理的設定

ア 地方税法との整合性

地方税法では、様々な非課税等特別措置が設けられているが、非課税等特別措置の事由と減免の事由が類似しているものについては、地方税法の特別措置と比較考量して減免率・減免期間を設定することが必要である。

イ 減免対象の客観的な認定

減免対象の認定にあたっては、例えば被害割合や利用割

合などを根拠として客観的に判断できる場合においては、客観的な基準によることが必要である。

ウ 簡素な減免率

減免率については、納税者からのわかりやすさ、減免率の適用基準の明確化の観点から、細かく減免率を設定するよりも、負担の公平等を踏まえつつ、簡素な区分（例えば100%、75%、50%、25%の4区分程度）で設定することが望ましい。

(4) 市民への情報提供

ア 情報提供の重要性

減免は、原則として、納税者からの申請に基づき行うものであるため、どのような場合に減免となっているか、またどの程度の減免を実施しているかなど、減免を希望する人が手軽に減免制度について確認できるよう、適切な情報提供を実施する必要がある。

なお、減免は、例外的に税負担を軽減する措置であるため、納税通知書等には、減免額を明示する必要がある。

イ 情報公開による透明性の確保

減免は、例外的に税負担を軽減する措置であるため、納税者一般の理解を得るためにも、減免制度の内容について適切な情報提供を行うとともに、個人情報を除き、減免適用者数や減免額（減収額）などの実施状況について十分な情報公開を行い、透明性の確保に努める必要がある。

3 減免制度の有効性の検証

(1) 減免制度の趣旨・目的に照らした有効性

ア 減免制度の趣旨・目的の明確さ

減免制度については、その趣旨や目的を常に明確にしつつ、適用するとともに、とりわけ特定施策の推進を減免措置の目的とする場合には、施策目的の有効性について常に留意する必要がある。

イ 政策手段としての減免制度の有効性

市税の減免は、経済的負担を支援するという点では補助金の給付と同等の効果があるが、政策手段として税制を用いることの必要性や有効性については常に検証する必要がある。

(2) 減免制度の効果の検証

ア 創設目的の達成度の予測・検証

減免の創設にあたっては、減免の効果や目的の達成度の予測を行うとともに、その後の検証についても創設時の予測と実績を踏まえながら行う必要がある。

その結果、既に所期の目的が達成されているような減免については、速やかに廃止すべきであり、継続する場合についても、減免内容が目的の達成に適したものとなるよう、不断の見直しが必要である。

イ 減免対象者・減免額の予測・検証

減免は、公平に負担を分かち合うという租税の基本原則の例外的措置であるため、適用対象はそもそも限定的となるものであるが、減免創設にあたっては、減免対象者・減免額について予測するとともに、著しく対象が少数となったり、あるいは著しく多数となった場合には、所期の目的を達成していたり、税による減免の妥当性を欠いていることも考えられるため、減免を検証する際には、減免対象者・減免額の多寡にも留意する必要がある。

以上に述べた減免制度のあるべき姿を考える上での視点ないしは基準は、既存の減免制度の見直しや運用状況の検討を行う場合のみならず、新たな減免措置の導入を考える場合にも有用なものである。当研究会では、現下の本市の厳しい財政状況を背景に、主として既存の減免制度の見直しの際の視点を明確にするという観点から基準を検討してきたが、今後ますます進行する少子高齢化やその下での労働力不足問題など新たな課題に対応する施策の一環として減免制度を創設する場合にも、制度の目的の明確化、公正な制度運営、制度の有効性の予測や検証は、有用な基準となるものと考ええる。

本市の減免制度における主な検討課題

当研究会では、減免制度のあるべき姿について、個別税目の減免制度の現状も踏まえながら研究を行ったが、今後具体的に減免制度を検討する際の課題について、減免制度全般に関する制度設計面や制度運用面における課題を整理するとともに、個別税目における検討方法についても、市税収入の大半を占める個人市民税と固定資産税を例に整理することとした。

1 減免制度の制度設計面

(1) 減免の必要性の継続的な検討

本来減免措置とは、広く負担を分かち合うという租税の原則の例外的な措置として位置づけられるため、真に必要なものであるかについて、税制の基本原則である公平性の観点や時代の変化に対応しているかといった合理性の観点から、継続的に検討する必要がある。

(2) 減免の趣旨・目的等に照らした検討

名古屋市の減免は、納税者の担税力や公益性に着目したものなど幅広く措置されており、それらは概ね一定の合理性はあると考えられるが、減免創設から相当期間が経過しているものも多数見受けられる。減免の創設趣旨や目的そのものは合理性があっても、例えば特定施策の推進のために減免する際には、減免の効果や目的の達成状況などは常に検証する必要がある、非課税措置等との均衡の観点から減免を実施するものについては、非課税措置等の税制改正の状況に十分留意し適宜見直しをする必要がある。

また、これらの減免については、施策としての減免が今でも必要性が認められるか、あるいは法が定めるレベル以上の措置をする必要があるかなど、減免の趣旨・目的に照らしながら、あらためて検討する必要がある。

なお、地方税法では、全国的な負担の公平の見地から、既に一定の配慮がなされているため、検討に際しては、他の地方団体の軽減措置との均衡にも留意する必要がある。

(3) 減免と課税免除との関係

地方税法上、両者の関係、すみ分けは明確ではないが、迅速かつ柔軟に対応することができるという減免の運用上の利点と、これまで名古屋市として長期にわたって減免制度を中心に採用してきた経緯等を踏まえ、今後も名古屋市としては

減免制度を中心に税負担軽減制度の設計を行うことは差し支えないと考える。

2 減免制度の制度運営面

(1) 減免規定（事由）の明確化

減免すべき事由が生じた場合には、迅速かつ柔軟に対応することが求められるが、こうした運営面に重点を置き、通達等で減免対象や減免率を規定することにより、減免制度の透明性を損なう恐れもある。そのため、納税者が軽減事由に該当するかどうかを判断しやすくするため、減免対象や減免率などについてはできるだけ条例・規則に明文化することが必要である。

加えて、窓口では個々の事由に応じて適切な説明を行うことが必要である。

(2) 時限措置の活用

市税の減免措置の中には、制度創設時から相当期間が経過しているものがあるが、軽減措置は、適切な見直しを適宜行わないと既得権益化しやすく、その必要性が薄れても見直しが難しくなる。

名古屋市では、これまで軽減措置については時限措置をとってこなかったが、真に必要なかどうかを定期的（3年あるいは5年）に再検討するため、とりわけ特定施策の推進のための減免については、時限措置を活用する余地がある。

(3) みなす減免の取扱い

減免は、納税者からの申請を原則としているが、申告書等の課税資料により減免の適否が判断できる場合については、あらかじめ減免申請を求めることなく減免する制度（みなす減免）がある。このみなす減免は、納税者の減免申請に要する事務負担の軽減や税務当局の事務の効率化、さらには減免要件を満たす者に対して一律的に減免効果が及ぶため制度上も負担の公平が担保されるなど合理性は認められるが、減免の趣旨・目的が納税者に伝わらなくなる恐れも懸念される。

そのため、みなす減免適用者についても、減免の適用が認識でき、減免の趣旨が理解されるよう適切な周知が必要となる。

(4) 情報公開による透明性の確保

減免制度について納税者の理解を得るためには、情報公開が重要であるが、これまでの情報公開に対する取り組みを見

ると、十分とは言えない状況にある。

そのため、減免制度の内容については、名古屋市ホームページや電話・窓口相談時等を最大限活用し、適切な情報提供を行うとともに、個人情報を除き、減免適用者数や減免額（減収額）などの実施状況について十分な情報公開を行い、透明性の確保に努める必要がある。

3 個別税目における検討方法

(1) 個人市民税

個人市民税の減免は、低所得者の担税力に配慮して設けられており、中でも非課税所得を若干上回る程度しか所得を有していない者に対して急激な税負担が生じることのないよう負担の緩和策としての減免が講じられている。

そのため、以下のことに留意のうえ、あらためて検討する必要がある。

- ・ 個人市民税は、地域社会の費用を住民が広く分かち合う（負担分任）という性格を有していること
- ・ 低所得者や生活困窮者に対しては地方税法上、既に一定の配慮がなされていること
- ・ 個人市民税が翌年度課税であること
- ・ 税制改正との整合性

(2) 固定資産税・都市計画税

固定資産税・都市計画税の減免は、固定資産について災害を受けた場合など納税者の担税力の減少に配慮するもののほか、課税対象の公共性・公益性や特定施策の推進の観点から、多岐にわたり設けられており、減免額（減収額）は平成 17 年度において 21 億円余となっている。

そのため、以下のことに留意のうえ、あらためて検討する必要がある。

- ・ 減免創設所期の目的の達成状況
- ・ 社会経済情勢等の変化への対応状況
- ・ 減免による減収額と効果
- ・ 減免を手段として用いることの妥当性
- ・ 減免創設からの経過期間

おわりに

当研究会では、市民から信頼される税制の構築という観点から、本市における軽減措置の現状を踏まえながら、減免制度のあるべき姿について研究を行い、本市の減免制度における課題の取りまとめを行った。

この研究成果による見直しにより、結果として納税者に対して新たな負担を求める場合も想定されるが、負担の増減などによる結果だけを捉えて単なる増税という誤解を与えることのないよう、納税者に対しては十分かつ適切な説明を行うことが重要である。

また、軽減措置の見直しにあたっては、低所得者に対する配慮はもとより、現下の社会経済情勢を踏まえ、適用者のために一定の周知期間を置くことや経過措置を講じることも適宜検討すべきである。また、継続するものであっても時限措置を設定してその都度必要性を検証することが妥当な場合も想定される。

なお、市税の減免措置は、市民に新たな負担を求めることなく、各種の政策目的を達成できる政策手段であると考えられがちであるが、減免措置による市税の減収は、他の施策への財源を減らし、行政サービスの低下を招くか、あるいは減免対象にはならない納税者、市民一般の負担を増やすか、いずれか又はその双方の影響を持つ点では、補助金等歳出面での政策手段と同様であることを認識すべきである。

終わりにあたって、将来においても課税の適正化の意義に立ち返ることが必要であり、税務行政の適正な執行のためには、課税客体の的確な捕捉や適正な申告指導など税務執行上の改善をはじめ、不断の見直しに取り組んでいかなければならない。この積み重ねこそが納税者との信頼関係を構築する第一歩であり、今回の研究が決して一過性なものとならないよう不断の努力を期待したい。

< 市税における軽減措置一覧 >

1 個人市民税に関する軽減措置

番号	減免事由・対象	根拠規定	創設年度	減免の趣旨・創設経緯	減免率 (%)	減免状況 (決算)	
						減免税額 (百万円)	適用 人数

災害関係

1-1	震災、風水害、落雷、火災、その他これらに類する災害により被害を受けた者(均等割・所得割)	条例 31 表	S37	災害等による財産の損害状況を踏まえ、一時的に納税者の担税力がなくなった場合の救済措置	100 75 50 25 12.5	4	168
-----	--	---------------	-----	--	-------------------------------	---	-----

生活保護関係

1-2	生活保護法の規定により扶助を受ける者及び同等と認められる者(均等割・所得割)	条例 31 表	S26	生活扶助・教育扶助・住宅扶助・医療扶助・介護扶助を受けるなど、担税力が薄弱である者の負担軽減策	100	3	204
-----	--	---------------	-----	---	-----	---	-----

低所得者に対する負担軽減関係

1-3-1	前年中の総所得金額等が基礎控除額(33万円)以下の者 なお、控除対象配偶者、扶養親族がいる場合は、基礎控除額(33万円) + 配偶者控除額 + 扶養控除額の合計額以下の者(均等割)	条例 31 表	S26	均等割の非課税規定は、合計所得金額で判定されるが、担税力の観点から繰り越し控除及び扶養親族の数も合わせ、低所得者として税負担を考慮	100	3	1,162
1-3-2	前年中の総所得金額等が基礎控除額(33万円)を超え66万円以下の者 なお、控除対象配偶者、扶養親族がいる場合は、基礎控除額(33万円)を超え、66万円 + 配偶者控除額 + 扶養控除額の合計額以下の者(所得割)	条例 31 表	S42	非課税所得を若干上回る程度しか所得を有していない者に対する負担の緩和策	25	83	44,855
1-3-3	障害者、未成年者、年齢65歳以上の者、寡婦、寡夫、被爆者で、前年中の総所得金額等が141.5万円以下の者 なお、控除対象配偶者、扶養親族がいる場合は、125万円 + 配偶者控除額 + 扶養控除額の合計額以下の者(均等割・所得割)	条例 31 表	S26	障害者等は社会的に弱い立場にあると考えられ、また一般的に所得稼働力や担税力が弱いことを考慮	均等割 50 所得割 25	108	29,358
1-3-4	納税義務を負わない障害者、65歳以上の高齢者、疾病者の夫と生計を一にする妻で、前年中の総所得金額等が125万円 + 配偶者控除額 + 扶養控除額の合計額以下の者(均等割・所得割)	条例 31 表	S26	夫が障害者、高齢者等であり所得も少ないことから、市民税の納税義務を負わない夫と生計を一にする妻の担税力を考慮	均等割 50 所得割 25	0	1

番号	減免事由・対象	根拠規定	創設年度	減免の趣旨・創設経緯	減免率(%)	減免状況(決算)	
						減免税額(百万円)	適用人数
1-3-5	所得金額65万円以下であるため、勤労学生控除の適用を受けている勤労学生(均等割・所得割)	条例31表	S26	勤労学生控除の適用を受けている勤労学生は、一般的に経済的に恵まれない者が多く、かつ奨学には多額の学費を要することを考慮	100	4	1,373
1-3-6	6月30日において、前年中の総所得金額が200万円以下で、本年の見込額が前年の2分の1以下と見込まれる者(所得割)	条例31表	S26	市民税は前年中の所得を課税標準として課税するものであるが、前年中の所得に比して本年の所得が著しく減少した者の税負担を考慮	25 15	1	83

雇用保険受給者等関係

1-4-1	雇用保険法の規定により基本手当の受給資格を有する者で、総所得金額が200万円以下の者 (注)高年齢求職者給付金、特例一時金、日雇労働求職者給付金の受給者を含む。(均等割・所得割)	条例31表	S26	労働の意思及び能力を有するにもかかわらず、就業できず、雇用保険法に定める基本手当の支給を受ける者の担税力が薄弱であることを考慮	100	21	1,608
1-4-2	基本手当の受給期間経過のため、基本手当の受給資格を喪失した者のうち市民税を納付することが困難であると認められる者で、総所得金額が200万円以下の者(均等割・所得割)	規則13表	S32	雇用保険法に定める基本手当の受給期間経過後であって、労働の意思及び能力を有するにもかかわらず、就業できない状態にある者の担税力が薄弱であることを考慮	100	0	0

その他

1-5-1	1月2日以降に死亡した納税義務者に課した又は課すべきであった市民税を納付することが困難であると認められる納税義務承継者(均等割・所得割)	規則13表	S32	納税義務を承継した者(相続人)について、承継財産が少ない場合、担税力を超えた税負担を求めることは困難であることを考慮	100	1	18
1-5-2	賦課期日後障害者になったため本年の収入が著しく減少し市民税を納付することが困難であると認められる者で、前年中の総所得金額等が141.5万円以下の者 なお、控除対象配偶者、扶養親族がいる場合は、125万円+配偶者控除額+扶養控除額の合計額以下の者(均等割・所得割)	規則13表	S32	賦課期日後に障害者となった場合、地方税法・条例で定める非課税・減免とはならないが、障害者は社会的に弱い立場にあり、また一般的に所得稼働力や担税力が弱いことを考慮	100 均等割 50 所得割 25	0	4

(注)減免率は、平成19年4月1日現在である。

2 法人市民税に関する軽減措置

番号	減免事由・対象	根拠規定	創設年度	減免の趣旨・創設経緯	減免率(%)	減免状況(決算)	
						減免税額(百万円)	適用件数

法人の活動実態

2-1-1	清算中法人	条例31	S27	清算中の法人については、本来の事業活動を行っておらず、担税力が低下していることを考慮	均等割50	6	398
2-1-2	6箇月以上引き続いて事業を中止中の法人(休止法人)	条例31	S27	事業活動を休止している法人については、担税力が低下していることを考慮	均等割50	18	657

法人の設立趣旨・事業内容の公益性

2-2-1	民法第34条の規定によって設立した法人(収益事業を営む場合を除く)(歯科医師会、不動産保証協会など)	条例31	S27	民法34条法人で学術の研究を目的とするもの(収益事業を営む場合を除く)は非課税であり、他の民法34条法人について、その税負担の均衡を考慮	均等割50	3	133
2-2-2	公益事業を営む法人等(収益事業を営む場合を除く)(住宅供給公社、土地開発公社など)	規則13表	S28	日本赤十字社など一部の公益法人等(収益事業を営む場合を除く)は非課税であり、特に公益性の強い法人で非課税法人と同様の事業内容を有するものについては、その税負担の均衡を考慮	均等割100	3	45
2-2-3	特定非営利活動法人(収益事業を営む場合を除く)	規則13表	H10	公益事業を営む法人等(収益事業を営む場合を除く)について減免措置を設けていることとの負担の公平を考慮	均等割100	8	192
2-2-4	地縁団体(収益事業を営む場合を除く)(町内会、公民会など)	規則13表	H3	公益事業を営む法人等(収益事業を営む場合を除く)について減免措置を設けていることとの負担の公平を考慮	均等割100	2	41
2-2-5	管理組合法人(収益事業を営む場合を除く) 団地管理組合法人(収益事業を営む場合を除く)	規則13表	H3	公益事業を営む法人等(収益事業を営む場合を除く)について減免措置を設けていることとの負担の公平を考慮	均等割100	0	7

3 固定資産税・都市計画税に関する軽減措置

番号	減免事由・対象資産	根拠規定	創設年度	減免の趣旨・創設経緯	減免率(%)	減免状況(決算)		
						区分	減免税額(百万円)	適用件数

災害関係

3-1	災害により被害を受けた固定資産(損害割合による)(土地・家屋・償却)	条例44表規則20の2	S25	固定資産について震災、風水害、火災等により被害を受けた場合に損害を考慮	100 80 60 40	土地	0	0
						家屋	3	148
						償却	0	0
						計	3	148

生活保護関係

3-2	貧困により生活のため公の扶助を受ける者の所有する固定資産(土地・家屋・償却)	条例44表	S25	生活・教育・住宅・医療・介護扶助を受けており、担税力が真に薄弱である者の負担軽減	100	土地	3	123
						家屋	4	247
						償却	0	0
						計	7	370

不特定多数の者の使用・行政施策の支援・地方税法上の特例措置との均衡

3-3-1	児童遊園地(200㎡以上、遊具3種類以上等) どんぐり広場(30㎡以上、地域で広場の管理運営等) (土地・家屋)	規則20	S37	地域の児童の遊び場として利用される等、公益性が高いことや、児童福祉施設(非課税)と利用実態が類似していることを考慮	100	土地	81	275
						家屋	0	0
						償却	-	-
						計	81	275
3-3-2	老人クラブが設置するゲートボール広場(敷地面積が300以上700㎡以下、ゲートボール広場の各辺が15m以上等)(土地)	規則20	S59	地域の老人クラブの利用に供される等、公益性が高いことを考慮	100	土地	6	18
						家屋	-	-
						償却	-	-
						計	6	18
3-3-3	集会所・公会堂その他これらに類する建物及びその敷地(学区、町内会の住民行事や集会で使用するもの)(土地・家屋)	規則20	S37	地域住民の行事、集会に利用されており、公益性が高いことや、本市が設置するコミュニティーセンター(非課税)と利用実態が類似していることを考慮	100	土地	63	847
						家屋	52	609
						償却	-	-
						計	115	1,456
3-3-4	消防水利施設(本市が指定した池、泉水、井戸、防火水槽)消防団が消防のために使用する事務所、機具格納庫(土地・家屋・償却)	規則20	S37	消防長や消防署長が指定する消防用水を供給する施設や、消防団の事務所・機具格納庫として使用されており、公益性が高いことを考慮	100	土地	6	81
						家屋	11	238
						償却	0	2
						計	17	321

番号	減免事由・対象資産	根拠規定	創設年度	減免の趣旨・創設経緯	減免率(%)	減免状況(決算)		
						区分	減免税額(百万円)	適用件数
3-3-5	本市又は愛知県が指定した文化財その他の郷土史上いわれのある建物及びその敷地(土地・家屋)	規則20	S37	当該指定された文化財については現状変更規制が設けられ、財産権の行使が制限され、また地方税法で非課税とされている国の重要文化財等に準ずるものであることを考慮	100	土地	8	51
						家屋	0	63
						償却	-	-
						計	8	114
3-3-6	国、地方公共団体、土地開発公社が取得した固定資産(土地・家屋・償却)	規則21表	S37	公共事業の促進に寄与するものであり、国等の非課税団体へ所有権移転がなされた場合、賦課期日後に非課税事由に該当することを考慮(翌年度以降は非課税)	100	土地	31	365
						家屋	0	0
						償却	0	0
						計	31	365
3-3-7	個人経営の幼稚園(土地・家屋・償却)	規則21表	S31	幼稚園を設置するうえでは、学校法人等(非課税)も、これら以外の者も、学校教育法及び私立学校法に従って認可を受ける必要があり、その使用実態も両者で特段の違いはないことを考慮	100	土地	3	8
						家屋	0	13
						償却	0	1
						計	3	22
3-3-8	労働組合、国家公務員・地方公務員の職員団体が所有し、本来の用に供する固定資産(土地・家屋・償却) (事務所・倉庫は非課税であるため、それ以外が対象)	規則21表	S45	法人住民税、法人事業税が非課税(収益事業を行う場合以外)であることを考慮	100	土地	7	20
						家屋	2	2
						償却	0	1
						計	9	23
3-3-9	市が施行する土地区画整理事業施行地区内の使用収益が不能となった土地	規則21表	S45	仮換地、旧地(従前地)が共に使用収益できない場合、その原因が本市の施行する事業であることを考慮	金銭精算→100% 仮換地交付→使用不能割合	土地	14	354
						家屋	-	-
						償却	-	-
						計	14	354
3-3-10	市街地再開発事業による施設建築物の一部 (減免期間は5年)	規則21表	S45	都市再開発法第138条において、施設建築物に係る固定資産税について不均一課税ができる旨の規定があり、地方税法の減額が適用されない施設建築物について負担の公平を図るもの	20	土地	-	-
						家屋	14	175
						償却	-	-
						計	14	175

番号	減免事由・対象資産	根拠規定	創設年度	減免の趣旨・創設経緯	減免率(%)	減免状況(決算)		
						区分	減免税額(百万円)	適用件数
3-3-11	休日急病診療所の用に供する固定資産(土地・家屋・償却)	規則21表	S50	休日における急病患者の診療・地域住民への公衆衛生サービスの提供を行うもので、本市の救急医療行政の一端を担い、市民の健康保持に寄与することを考慮	100	土地	0	0
						家屋	9	15
						償却	0	1
						計	9	16
3-3-12	国民健康保険の療養の給付を取り扱う保険医等が直接診療の用に供する固定資産(家屋又は償却資産)	規則21表	S37	国民健康保険を取り扱う医師・歯科医師を普及させることを目的とするもの	50	土地	-	-
						家屋	457	1,913
						償却	29	906
						計	486	2,819
3-3-13	介護老人保健施設の用に供する固定資産(家屋・償却)	規則21表	H3	高齢化社会の到来を迎えた今日の地域社会において、その整備の促進が要請されることを考慮	1/4 1/6 1/8 建築年に応じた率	土地	-	-
						家屋	41	33
						償却	1	28
						計	42	61
3-3-14	公衆浴場の用に供する固定資産(いわゆる銭湯が減免対象で、スーパ銭湯、ヘルスセンター、サウナ風呂は除く)(土地・家屋・償却)	規則21表	S49	地域住民の公衆衛生上必要な施設であり、入浴料金が物価統制令により抑えられていること及び社会経済情勢の変化により公衆浴場の経営環境が厳しくなっていることを考慮	2/3	土地	37	392
						家屋	10	554
3-3-15	公衆浴場用の燃料を常時保管している土地(燃料置場)(減免対象は一公衆浴場につき300㎡を限度) 公衆浴場の利用者の駐車場(公衆浴場と機能的に一体のもの)	規則21表	S58	公衆浴場に附帯する施設についても、上記と同様の趣旨	2/3	償却	3	95
						計	50	1,041
3-3-16	個人、医療法人、民法第34条の法人等が設置した専修学校(非課税となる国、地方公共団体、学校法人等が設置した専修学校以外)(土地・家屋・償却)	規則21表	H10	専修学校を設置するうえでは、学校法人等(非課税)も、これら以外の者も、学校教育法及び私立学校法に従って認可を受ける必要があり、その使用実態も両者で特段の違いはないことを考慮	50	土地	8	38
						家屋	26	40
						償却	1	13
						計	35	91
3-3-17	地方住宅供給公社が所有し、使用する事務所(家屋)	規則21表	S50	地方住宅供給公社が実施する住宅供給事業の公益性を考慮	100	土地	-	-
						家屋	3	3
						償却	-	-
						計	3	3

番号	減免事由・対象資産	根拠規定	創設年度	減免の趣旨・創設経緯	減免率(%)	減免状況(決算)		
						区分	減免税額(百万円)	適用件数
3-3-18	信用保証協会が所有し、事業の用に供する固定資産(土地・家屋・償却)	規則21表	S38	融資を受ける中小企業等の債務保証を行うことにより、中小企業者の金融の円滑化を図り、その発展育成に寄与するという公益性を考慮	100	土地	19	4
						家屋	32	4
						償却	4	2
						計	55	10
3-3-19	農業協同組合が所有し、公共の用に供する家屋(会議室、講堂、精米所など)(農業協同組合の事務所、倉庫は非課税)	規則21表	S52	地域の集会所的なものとして利用されること、精米所等として地域住民に広く開放されていること又は地域の女性の社会教育を行う場として利用されるなど、公益性が高いことを考慮	50	土地	-	-
						家屋	6	31
						償却	-	-
						計	6	31
3-3-20	留守家庭児童専用室の用に供する土地・家屋(児童数20人未満)(児童数が20人以上の場合は非課税)	規則21表	S50	児童数が20人未満のものについても、非課税とされる放課後児童健全育成事業のための留守家庭児童専用室と利用実態が同様であることを考慮	100	土地	1	8
						家屋	0	1
						償却	-	-
						計	1	9
3-3-21	市長が指定した託児室(無認可保育所)(土地・家屋・償却)(認可保育所は非課税)	規則21表	H3	本市託児室制度実施要項による託児室(無認可保育所)についても、非課税とされる認可保育所とその使用実態が同様であることを考慮	100	土地	0	2
						家屋	0	4
						償却	0	0
						計	0	6
3-3-22	賦課期日後、地方税法で非課税とされている社会福祉事業等の用に供する土地となった土地(児童福祉施設、老人福祉施設等の敷地)	規則21表	H4	社会福祉事業・社会福祉施設の用に供する固定資産は非課税であることから、これに準じたもの(翌年度以降は非課税)	100	土地	6	4
						家屋	-	-
						償却	-	-
						計	6	4
3-3-23	集中豪雨による洪水調整のための池沼(灌漑用のため池は非課税)	規則21表	S52	洪水調整等の治水上保全が必要と認められる池沼は、水害を防止し、市民の安全を確保する上で極めて公益性が高いことを考慮	100	土地	2	4
						家屋	-	-
						償却	-	-
						計	2	4
3-3-24	公共地下通路(家屋・償却)	規則21表	S40代	一般公道を利用する歩行者の混雑緩和や交通安全に資するものであり、専ら公衆の通行の用に供されること、また公共の用に供する道路が非課税であることを考慮	80・50	土地	-	-
						家屋	87	40
						償却	0	0
						計	87	40

番号	減免事由・対象資産	根拠規定	創設年度	減免の趣旨・創設経緯	減免率(%)	減免状況(決算)		
						区分	減免税額(百万円)	適用件数
3-3-25	賦課期日後に、本市が固定資産の所有者と使用貸借契約し、公用又は公共の用に供する固定資産(コミュニティーセンター、みどりの農園等)(土地・家屋・償却)	規則21表	S50代	地方公共団体が公用又は公共の用に供する固定資産は非課税であり、本市が無償で借り受けている公用又は公共の用に供する場合には、本市の施策への協力という観点を考慮(翌年度以降は非課税)	100	土地	1	28
						家屋	0	0
						償却	0	0
						計	1	28
3-3-26	特別緑地保全地区内の土地(飲食店、ゴルフ場、有料駐車場等、緑地保全の推進を妨げると認められる施設は除く)	規則21表	S50代	都市における緑地を保全するとともに、特別緑地保全地区の拡大を図る観点	100	土地	2	6
						家屋	-	-
						償却	-	-
						計	2	6
3-3-27	ばい煙処理施設(償却資産)(減免期間は5年間)	公害免除条例3	S39	公害防止施設の設置を促進するため、及びこれにより公共の福祉に寄与することとなることを考慮	100	土地	-	-
						家屋	-	-
						償却	0	2
						計	0	2
3-3-28	粉じん処理施設(償却資産)(減免期間は5年間)	公害免除条例3	S39	公害防止施設の設置を促進するため、及びこれにより公共の福祉に寄与することとなることを考慮	100	土地	-	-
						家屋	-	-
						償却	0	1
						計	0	1
3-3-29	特定物質処理施設(償却資産)(減免期間は5年間)	公害免除条例3	S39	公害防止施設の設置を促進するため、及びこれにより公共の福祉に寄与することとなることを考慮	100	土地	-	-
						家屋	-	-
						償却	1	1
						計	1	1
3-3-30	汚水処理施設(償却資産)(減免期間は5年間)	公害免除条例3	S39	公害防止施設の設置を促進するため、及びこれにより公共の福祉に寄与することとなることを考慮	100	土地	-	-
						家屋	-	-
						償却	2	17
						計	2	17
3-3-31	地下水を節約するための施設(償却資産)(減免期間は5年間)	公害免除条例3	S39	公害防止施設の設置を促進するため、及びこれにより公共の福祉に寄与することとなることを考慮	100	土地	-	-
						家屋	-	-
						償却	0	0
						計	0	0
3-3-32	騒音防止施設(家屋・償却資産)(減免期間は5年間)	公害免除条例3	S39	公害防止施設の設置を促進するため、及びこれにより公共の福祉に寄与することとなることを考慮	100	土地	-	-
						家屋	1	2
						償却	0	1
						計	1	3

番号	減免事由・対象資産	根拠規定	創設年度	減免の趣旨・創設経緯	減免率 (%)	減免状況(決算)		
						区分	減免税額 (百万円)	適用 件数
3-3-33	振動防止施設(償却資産) (減免期間は5年間)	公害 免除 条例 3	S39	公害防止施設の設置を 促進するため、及びこれ により公共の福祉に寄与 することとなることを考慮	100	土地	-	-
						家屋	-	-
						償却	0	0
						計	0	0
3-3-34	その他市長が告示で定める施設 (償却資産) (減免期間は5年間)	公害 免除 条例 3	S39	公害防止施設の設置を 促進するため、及びこれ により公共の福祉に寄与 することとなることを考慮	100	土地	-	-
						家屋	-	-
						償却	0	1
						計	0	1
3-3-35	復興土地区画整理事業地区内の 土地(使用収益が不能なもの)	特例 条例 2	S25	(現在は適用なし)	金銭精 算 →100 % 仮換地 交付→ 使用 不能割 合	土地	0	0
						家屋	-	-
						償却	-	-
						計	0	0

その他

3-4-1	休止機械設備(償却資産)	条例 44	S26	賦課期日前1年以上継続 して工場又は事業場の全 機械設備が休止している 場合には、納税者の担税 力が著しく低下しているこ とを考慮	100	土地	-	-
						家屋	-	-
						償却	0	0
						計	0	0
3-4-2	物納に係る固定資産(土地・家屋)	特例 条例 3	S25	固定資産税の非課税団 体である国への所有権移 転であることや、物納によ りその固定資産の使用収 益ができなくなることを考 慮	100	土地	2	9
						家屋	0	2
						償却	-	-
						計	2	11
3-4-3	道路、水路に準じた利用実態にあ る固定資産(土地)	規則 21表	S58	公共の用に供する道路及 び水路が非課税であるこ とを考慮	100	土地	1	100
						家屋	-	-
						償却	-	-
						計	1	100
3-4-4	障害者共同作業所、知的障害者・ 重症身体障害児小規模通所施設 (土地・家屋)	規則 21表	S56	身体障害者更正援護施 設、知的障害者援護施設 が非課税であることを考 慮	100	土地	4	28
						家屋	2	21
						償却	-	-
						計	6	49
3-4-5	地下鉄出入口・地下鉄連絡通路 (土地・家屋)	規則 21表	S44	市民一般が利用する地下 鉄の出入口・連絡通路に ついては、高い公益性が 認められることを考慮	100	土地	2	30
						家屋	0	1
						償却	-	-
						計	2	31

番号	減免事由・対象資産	根拠規定	創設年度	減免の趣旨・創設経緯	減免率(%)	減免状況(決算)		
						区分	減免税額(百万円)	適用件数
3-4-6	民法34条法人が設置する寄宿舍に類似する寄宿舍(土地・家屋)	規則21表	S42	民法34条法人で学生・生徒の修学を援助することを目的とする寄宿舍が非課税であることを考慮	100	土地	2	7
						家屋	1	3
						償却	-	-
						計	3	10
3-4-7	広く一般に開放されている公共的な施設で学術文化、社会教育の向上に資する固定資産(土地・家屋・償却)	規則21表	H2	広く一般に開放されている公共的な施設で、学術文化や社会教育の向上に資するものであり、高い公益性が認められることを考慮	100	土地	7	8
						家屋	2	6
						償却	1	2
						計	10	16
3-4-8	港湾労働者の病院施設(土地・家屋・償却)	規則21表	H1	港湾作業に従事する労働者の傷病や名古屋港周辺住民の診療に供する固定資産であり、高い公共性が認められることを考慮	100	土地	8	10
						家屋	8	17
						償却	2	1
						計	18	28
3-4-9	文化財・史跡に準ずる地域の歴史的な文化資産(土地・家屋)	規則21表	S43	地域の歴史的な文化資産であり、国の重要文化財が非課税であることを考慮	100	土地	0	3
						家屋	0	6
						償却	-	-
						計	0	9
3-4-10	青少年の品性、陶冶、心身の鍛錬及び知性の向上等、社会教育事業の用に供する固定資産(土地・家屋・償却)	規則21表	S40	青少年の品性、陶冶、心身の鍛錬及び知性の向上等、社会福祉事業の用に供されており、高い公共性が認められることを考慮	100 50	土地	5	25
						家屋	8	12
						償却	0	2
						計	13	39
3-4-11	領事館類似施設(土地・家屋)	規則21表	S48	領事館が、非課税であることを考慮	100	土地	0	1
						家屋	0	1
						償却	-	-
						計	1	2
3-4-12	消費生活協同組合類似施設(家屋)	規則21表	S57	消費生活協同組合が所有し、かつ使用する事務所及び倉庫が非課税であることを考慮	100	土地	-	-
						家屋	7	11
						償却	-	-
						計	7	11
3-4-13	知的障害者・精神障害者に対する職業自立支援施設(土地・家屋)	規則21表	H14	身体障害者更正援護施設、知的障害者援護施設が非課税であることを考慮	100	土地	0	1
						家屋	1	1
						償却	-	-
						計	1	2

番号	減免事由・対象資産	根拠規定	創設年度	減免の趣旨・創設経緯	減免率(%)	減免状況(決算)		
						区分	減免税額(百万円)	適用件数
3-4-14	市民の権利を擁護する弁護士活動の目的達成に寄与するための固定資産(家屋)	規則21表	S54	市民の権利を擁護する弁護士活動の目的達成に寄与するもので、交通事故無料相談や無資力者のための法律扶助事務が行われるなど、高い公益性が認められることを考慮	100	土地	-	-
						家屋	4	2
						償却	-	-
						計	4	2
3-4-15	その他減免すべき公益性が特に高いと認められる施設(土地・家屋・償却)	規則21表	S28	施設が広く市民に開放されていたり、市民の健康増進や社会福祉の向上に資するもの、あるいは行政の代替的機能を有するものであるなど、高い公益性が認められることを考慮	100 50	土地	17	16
						家屋	13	37
						償却	3	14
						計	33	67

4 軽自動車税における軽減措置

番号	課税免除事由・対象	根拠規定	創設年度	課税免除の趣旨・創設経緯	軽減率 (%)	課税免除状況 (決算)	
						免除税額 (百万円)	適用 件数

軽自動車等の使用実態

4-1-1	商品であって使用しない軽自動車等	条例 55	S33	道路損傷負担金としての性格を有する軽自動車税の課税趣旨を実質的に満たさないことを考慮	100	(注1)	
4-1-2	軽自動車等の製造業者又は販売業者が試乗、回送等のため臨時運行に関する番号標を表示して使用するもの	条例 55	S33	道路損傷負担金としての性格を有する軽自動車税の課税趣旨を実質的に満たさないことを考慮	100	(注1)	(注2) 257

障害者福祉政策の一環

4-2	身体障害者等が所有し、かつ、使用する軽自動車等(1人1台に限る)	条例 55 規則 23	S41	身体障害者等が使用する軽自動車等は日常生活をするうえで不可欠な生活手段であることを考慮	100	12	1,917
-----	----------------------------------	----------------------	-----	---	-----	----	-------

その他

4-3	市長が定める軽自動車等 ・身体障害者等の利用に専ら供される構造を持つ軽自動車等 ・消防団が所有する火災予防等の活動に供するための構造を有する車両 ・学区連絡協議会が所有する防犯・災害広報の活動に供するための構造を有する車両	条例 55	S41	・身体障害者等の利用に専ら供される構造を持つ軽自動車等は、身体障害者の生活手段の一部として用いられることを考慮 ・消防団が所有する火災予防等の活動に供するための構造を有する車両は、公共の用に供するものであることを考慮 ・学区連絡協議会が所有する防犯・災害広報の活動に供するための構造を有する車両は、公共の用に供するものであることを考慮	100	1	243
-----	--	----------	-----	---	-----	---	-----

(注1) 商品であり、課税申告・免除申請のいずれも提出する義務がないため、件数等は把握していない。

(注2) 原動機付自転車用臨時運行番号標の貸与件数である。

5 事業所税に関する軽減措置

番号	減免事由・対象	根拠規定	創設年度	減免の趣旨・創設経緯	減免率(%)	減免状況(決算)	
						減免税額(百万円)	適用件数

災害等関係

5-1	天災その他特別の事由がある場合	条例89の13	S50	天災など特別な事情により、納税者の担税力が薄弱となった際の救済措置	状況に応じた減免率	0	0
-----	-----------------	---------	-----	-----------------------------------	-----------	---	---

地方税法上の特例措置との均衡

5-2-1	教科書出版施設 (教科書出版に係る売上金額が出版物の総売上金額の2分の1を超える場合に限り)	規則27の5表	S50	教科書出版事業の用に供する施設であり、学校教育に寄与し公益的性格を有することを考慮	資産割従業者割50	0	0
5-2-2	演劇興行業の用に供する施設(劇場等)のうち、国や地方団体の助成を受けて芸能等の上演、チャリティーショーがしばしば行われる施設	規則27の5表	S50	助成対象芸能等が、学術文化の振興等に特に寄与するものと認められること及びその利益を慈善事業に寄付することを考慮	資産割50	0	0
5-2-3	定員制の劇場等で舞台、舞台裏、楽屋の延べ面積が客席部分の延べ面積に比べ広大であるもの	規則27の5表	S50	学術文化の振興等に特に寄与するものと認められる施設であり、また他の定員制でない及び客席が固定されていない劇場に比して収益性が低いため、税負担の均衡を考慮	資産割50	5	5
5-2-4	指定自動車教習所	規則27の5表	S50	自動車の運転に関する教習の水準を高め、運転者の資質向上を図ることを目的として公安委員会の指定により設置され、交通秩序の維持に寄与するものと認められることを考慮	資産割従業者割50	10	13
5-2-5	一般貸切旅客自動車運送事業者が本来の事業の用に供する施設(学校・専修学校が生徒、児童、園児のための旅行に供した場合に限る)	規則27の5表	S50	学校教育の用に供することにより、学術文化の振興等に特に寄与するものと認められる施設であることを考慮	資産割従業者割50	0	2

番号	減免事由・対象	根拠規定	創設年度	減免の趣旨・創設経緯	減免率 (%)	減免状況 (決算)	
						減免税額 (百万円)	適用 件数
5-2-6	酒類卸売業に係る酒類の保管のための倉庫	規則 27の 5 表	S50	専ら酒類の保管及び受け渡し等を主な事業としており、当該事業を行うために相当の床面積が必要であるため、当該業種の性格及び税負担の均衡を考慮	資産 割 50	5	12
5-2-7	事業所以外のタクシー事業用施設(市内に使用の本拠があるタクシーの台数が250台以下に限る)	規則 27の 5 表	S50	タクシー事業が、都市における公共輸送機関を補完する役割を担うものであり、保有台数が一定以下の事業者については、中小企業者の保護育成を図る必要性を考慮	資産 割 従業者割 100	31	33
5-2-8	旧中小企業振興事業団法(昭和42年制定)の施行前において中小企業近代化資金等助成法(昭和31年制定)に基づく貸付けを受けて設置された中小企業者の事業施設	規則 27の 5 表	S50	中小企業構造の高度化に寄与する事業を行う者が、都道府県等から資金の貸付けを受けて事業を実施する施設が非課税とされていることにかんがみ、非課税措置の施設との負担の均衡を考慮	資産 割 従業者割 100	0	0
5-2-9	農林中央金庫、商工組合中央金庫の事業用施設	規則 27の 5 表	S50	主として、農林水産業従事者や中小規模の事業者に対し金融の円滑を図る業務を行い、もって関係者の相互扶助や育成を図るなど、公益性の高い業務の性格を考慮	資産 割 従業者割 100	5	2
5-2-10	農業協同組合、水産業協同組合、森林組合及びこれらの組合の連合会が農林水産業者の共同利用に供する施設(非課税措置の施設等を除く)	規則 27の 5 表	S50	非課税措置の施設以外の農林水産業者の共同利用に供する施設が、農林水産業の経営の近代化・合理化に資するものであると認められることを考慮	資産 割 従業者割 100	4	4
5-2-11	果実飲料、炭酸飲料の製品、容器の保管倉庫(倉庫に係る事業所の合計床面積が3,000㎡以下に限る)	規則 27の 5 表	S51	取扱い製品の性質上、相当の面積の保管倉庫を要することが不可欠であり、当該業種の性格及び中小企業者の保護育成を図ることを考慮	資産 割 50	0	0
5-2-12	古紙の回収のための事業用施設	規則 27の 5 表	S50	古紙の回収の事業は、零細な事業形態で、かつ事業に要する床面積が広大であることが一般的であり、収益性も低いものであることから、税負担の均衡及び中小企業者の保護育成を図ることを考慮	資産 割 50	0	4

番号	減免事由・対象	根拠規定	創設年度	減免の趣旨・創設経緯	減免率 (%)	減免状況 (決算)	
						減免税額 (百万円)	適用 件数
5-2-13	家具の製造、販売を専ら行う者が製品、商品を保管する施設	規則 27の 5 表	S50	取扱い商品の性格上、広大な保管倉庫を設けることが一般的であるため、当該業種の性格及び税負担の均衡を考慮	資産 割 50	13	32
5-2-14	ねん糸、かさ高加工糸、織物、綿の製造や機械染色整理の事業を行う中小事業者の原材料、製品の保管施設	規則 27の 5 表	S52	ねん糸等の原材料や製品の保管のため相当な施設が必要であり、収益性も低いことから、中小企業者の保護育成及び税負担の均衡を考慮	資産 割 50	4	16
5-2-15	野菜、果実のつけもの製造業者が直接製造の用に供する施設（包装、びん詰、たる詰等の作業施設を除く）	規則 27の 5 表	S54	類似する、みそ、しょうゆの製造事業などが、地方税法において税負担の軽減が図られており、それとの均衡を考慮	資産 割 75	0	0
5-2-16	倉庫業者が事業の用に供する倉庫又は港湾運送事業のうち一般港湾運送事業、港湾荷役事業の用に供する上屋（倉庫、上屋のそれぞれについて合計床面積が30,000㎡未満に限る）	規則 27の 5 表	S61	当該事業の営業は、広大な床面積を有することが不可欠であり、当該業種の性格及び税負担の均衡を考慮	資産 割 従業員 割 100	138	108
5-2-17	粘土かわら製造業の施設である原料置場、乾燥場、製造倉庫	規則 27の 5 表	S63	原材料や製造保管のために相当の施設を要するため、当該業種の性格及び中小企業者の保護育成を考慮	資産 割 50	1	1
5-2-18	ビルメンテナンス業に直接従事する従業者	規則 27の 5 表	S50	ビルの総合的な管理等を行うビルメンテナンス業は、経営形態がいわゆる労働集約型産業であり、当該業種の特殊性を考慮	従業員 割 100	31	27
5-2-19	列車内における食堂及び売店の事業に直接従事する従業者	規則 27の 5 表	S51	公共性を有する鉄道営業において旅客に便益を供与し、快適な輸送を通じ、利用者の福利厚生に寄与するものであること及び当該業種の特殊性を考慮	従業員 割 50	0	0

番号	減免事由・対象	根拠 規定	創設 年度	減免の趣旨・創設経緯	減免 率 (%)	減免状況 (決算)	
						減免税額 (百万円)	適用 件数

その他

5-3-1	雛・節句人形の製造販売の事業をもっぱら行う者が雛・節句人形の保管のために要する施設 (資本金等が1億円以下の法人並びに従業者300人以下の法人及び個人に限る)	規則 27の 5	S58	雛・節句人形の出荷時期は、商品の性格上いずれも短いため、製品の保管期間が長く、広い保管場所を必要とし、収益性も低いことから、中小企業者の保護育成及び税負担の均衡を考慮	資産 割 50	2	6
5-3-2	麻袋の再生加工及び販売の事業をもっぱら行う者が再生麻袋の保管のために要する施設	規則 27の 5	S51	原材料や製品の保管のため相当な施設が必要であり、収益性も低いことから、中小企業者の保護育成及び税負担の均衡を考慮	資産 割 50	2	1
5-3-3	展示装置製造業の事業をもっぱら行う者が展示用資材の保管のために要する施設	規則 27の 5	S51	展示装置製造業(ディスプレイ業)は、取扱い商品の性格上、広大な保管場所が不可欠であり、当該業種の性格及び税負担の均衡を考慮	資産 割 50	2	7
5-3-4	脱脂綿の製造等を行う中小企業者の原材料等の保管のために要する施設	規則 27の 5	S53	製造工程(精錬・漂白を含む)において原材料や製品の保管のため相当な施設が必要であり、収益性も低いことから、中小企業者の保護育成及び税負担の均衡を考慮	資産 割 50	0	2

6 都市計画税に関する軽減措置

番号	減免事由・対象	根拠規定	創設年度	減免の趣旨・創設経緯	減免率 (%)	減免状況 (決算)		
						区分	減免税額 (百万円)	適用 件数

地方税法上の特例措置との均衡

6-1	新築住宅に対する減額措置(家屋) (3階建以上の中高層耐火住宅... 5年間 上記以外の一般住宅... 3年間)	条例 附則 16	S39 以前	昭和30年代の深刻な住宅不足を背景に、住宅の供給促進を積極的に推進することを目的する。この減免措置は、自治省(現総務省)からの通達においても市町村の実情に応じて固定資産税及び都市計画税を軽減することができることとされていた。 なお、昭和39年に固定資産税に限り地方税法上制度化された。	50	土地	-	-
						家屋	906	73,752
						償却	-	-
						計	906	73,752

(資 料 編)

目 次

1	名古屋市の財政状況・・・・・・・・・・・・・・・・	1
2	市税収入の推移・・・・・・・・・・・・・・・・	2
3	名古屋市における歳入に占める市税の割合（推移）・・・・・・	3
4	名古屋市における歳出（一般会計）と税収の推移・・・・・・・・	4
5	名古屋市の税収構造（推移）・・・・・・・・・・・・・・	5
6	名古屋市で課税している市税の概要・・・・・・・・・・・・・・	6
7	地方税における特例措置の概要・・・・・・・・・・・・・・	7
8	減免等関係規定（地方税法 抜すい）・・・・・・・・・・・・・・	8

1 名古屋市の財政状況

平成 19 年度の名古屋市の財政は、市税収入全体では相当の増収が見込まれるものの、一方では所得譲与税の廃止や地方特例交付金の減収により一般財源総額ではほとんど伸びが見込めない状況となっている。また歳出では、大量退職に伴う人件費や医療費、介護費、公債費など義務的経費の増加が避けられないなど、依然として厳しい状況にある。

(平成 19 年度一般会計予算)

(億円)

収 入		支 出	
市 税	5,167 億円	人件費	1,929 億円
市 債	724 億円	扶助費	1,595 億円
その他 (国・県支出金等)	3,709 億円	公債費	1,480 億円
財源対策	190 億円	投資的経費	990 億円
行政改革推進債	126 億円	その他(補助費等)	3,796 億円
未利用土地の売却等	64 億円		
収入計	9,790 億円	支出計	9,790 億円

(注)

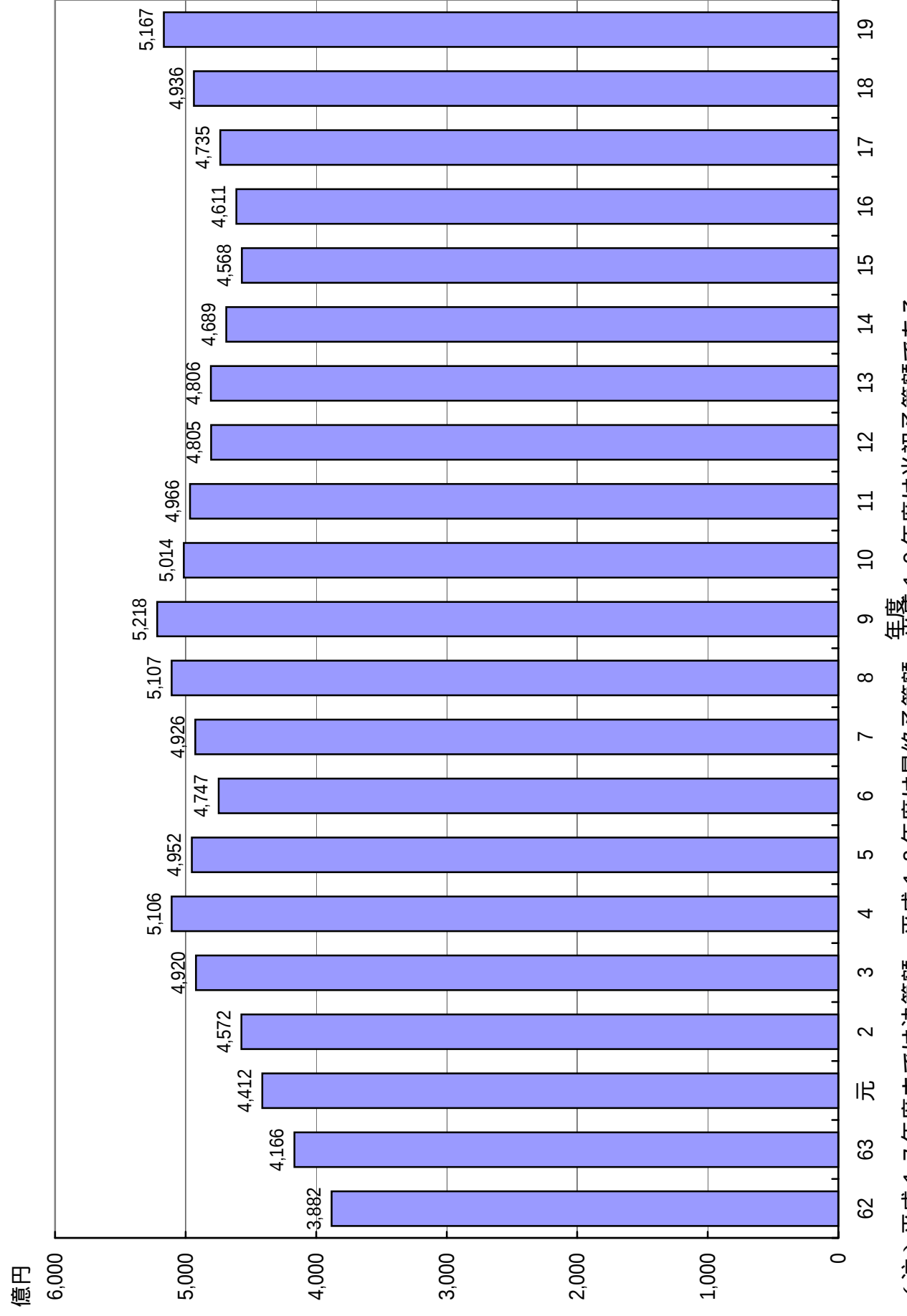
- 1 行政改革推進債とは、計画的に行政改革を推進している地方公共団体に認められる長期借入金
- 2 扶助費とは、保育所の運営費、医療費の助成、生活保護世帯の生活費などの経費
- 3 公債費とは、すでに発行した市債の元金返済額及び利子支払額
- 4 投資的経費とは、道路や学校など、公共施設を整備するための経費
- 5 その他は、補助金、貸付金、物件費(光熱費など)や維持補修費(施設の補修費)など

(平成 19 年度市税当初予算)

(百万円、%)

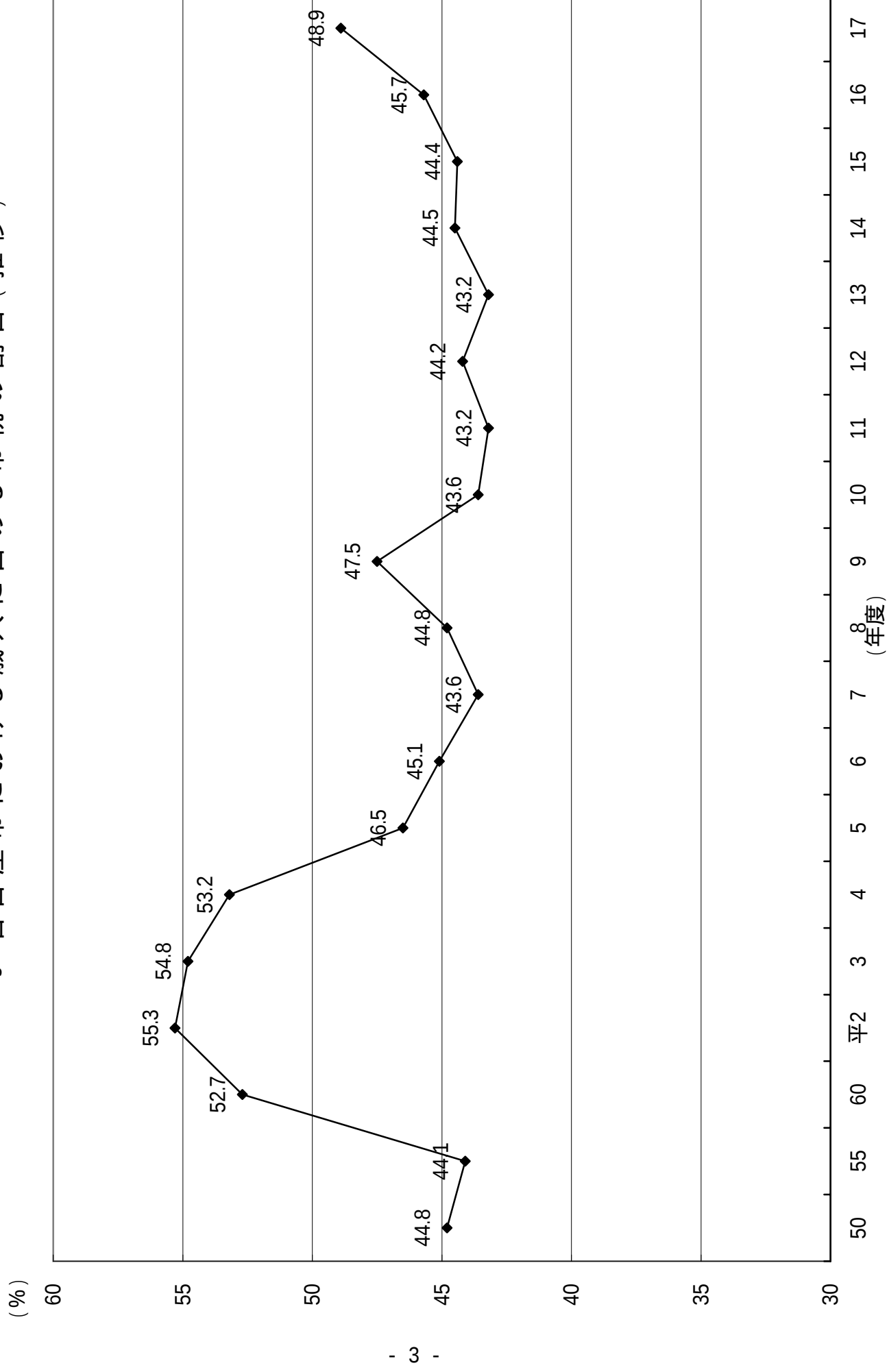
市 民 税	257,705	49.9
固定資産税	185,648	35.9
軽自動車税	1,464	0.3
市たばこ税	18,300	3.5
特別土地保有税	1	0.0
事業所税	14,828	2.9
都市計画税	38,772	7.5
市 税 計	516,718	100.0

2 市 税 収 入 の 推 移

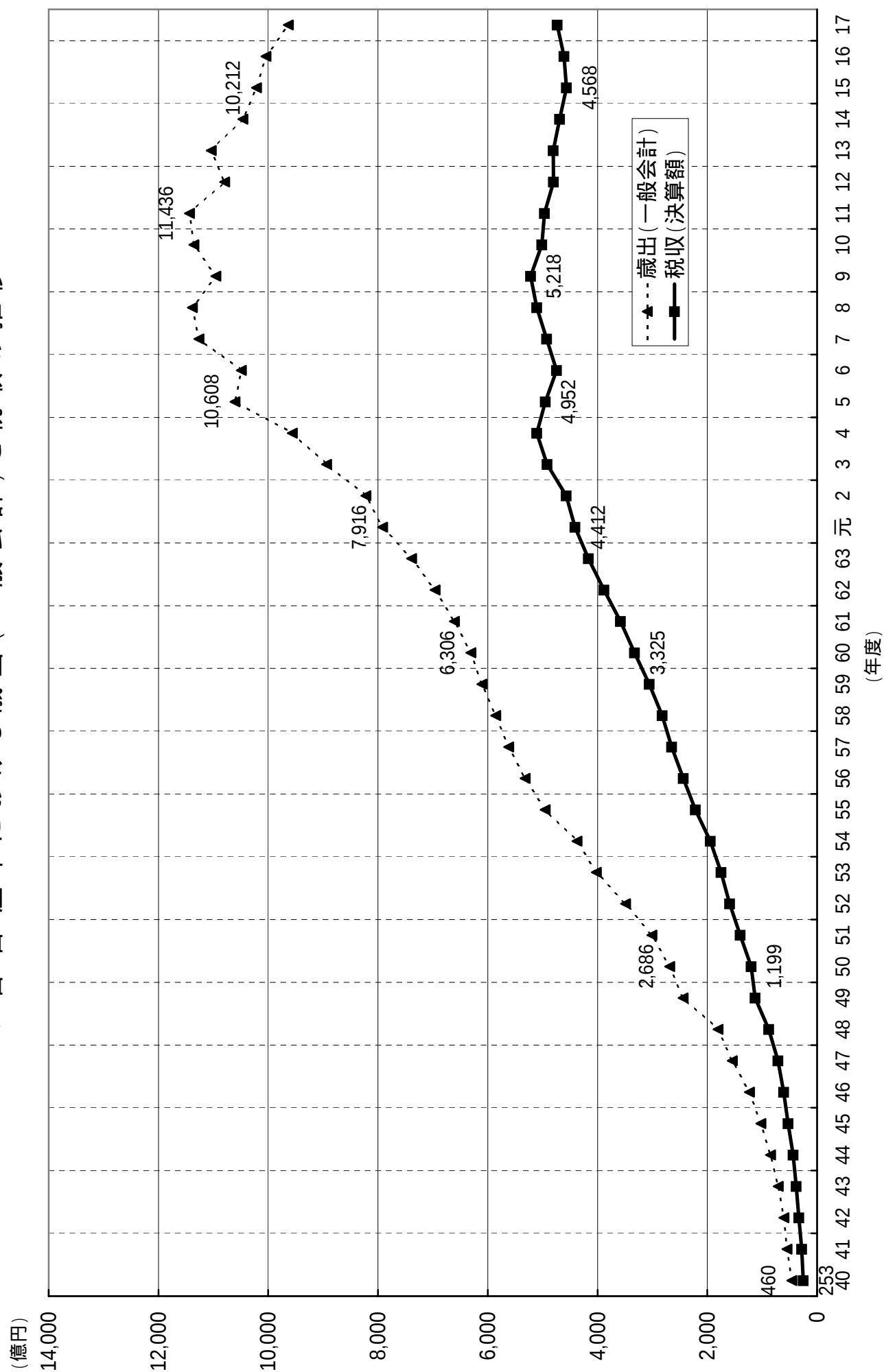


(注) 平成 1 7 年度までは決算額、平成 1 8 年度は最終予算額、平成 1 9 年度は当初予算額である。

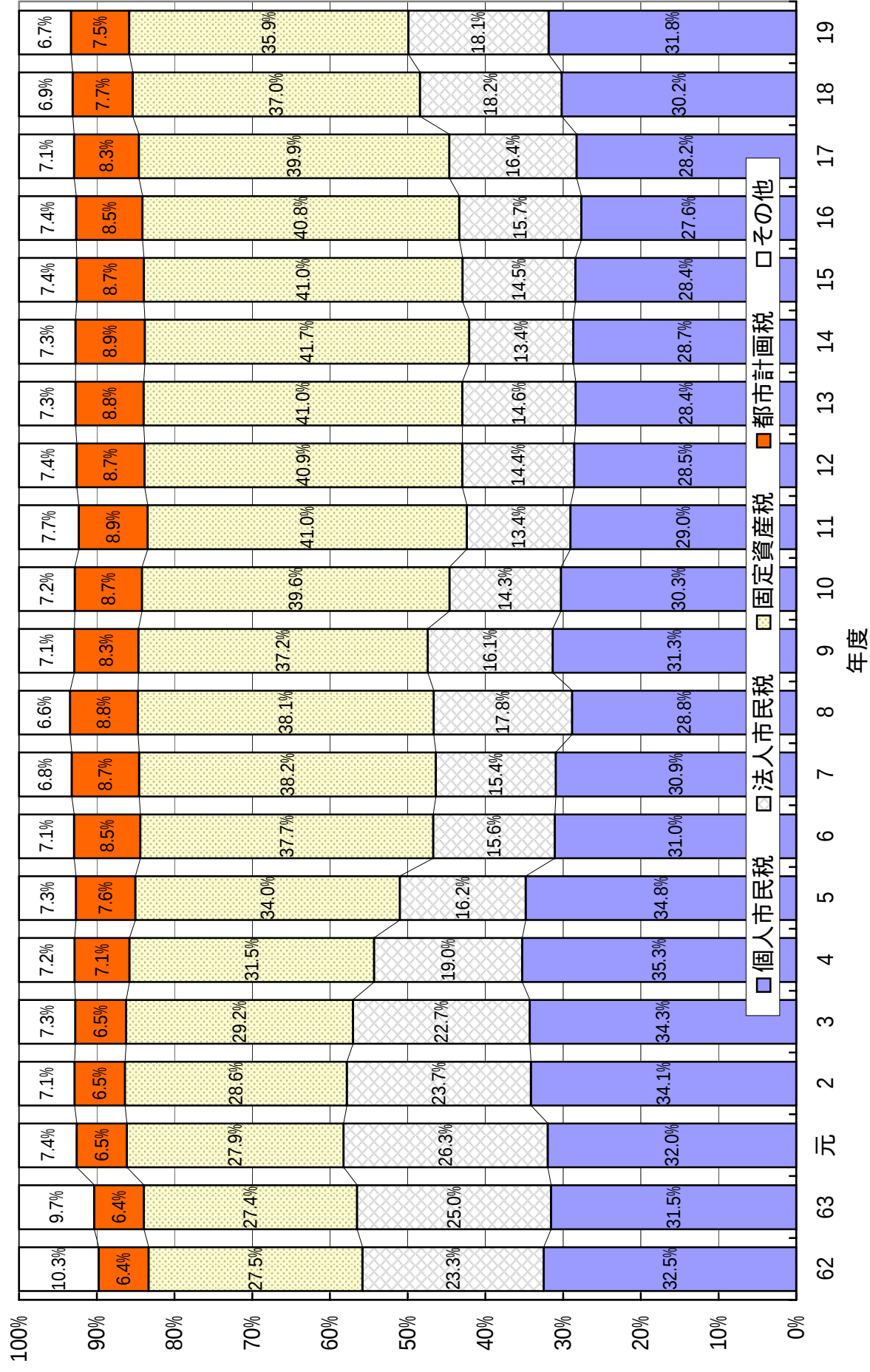
3 名古屋市中における歳入に占める市税の割合（推移）



4 名 古 屋 市 に お け る 歳 出 (一 般 会 計) と 税 収 の 推 移



5 名古屋市の税収構造（推移）



（注）平成 1 7 年度までは決算額、平成 1 8 年度は最終予算額、平成 1 9 年度は当初予算額である。

6 名古屋市で課税している市税の概要

税目	納税義務者	課税客体	課税標準	税率
市民税	市内に住所を有する個人、市内に事務所等を有する法人等	左に同じ	均等割(個人、法人)・・・定額課税	個人...3,000 円 法人...5 万円～300 万円
			所得割(個人)・・・前年の所得	6/100
			法人税割(法人)・・・ 法人税額又は個別帰属法人税額	14.7/100
固定資産税	固定資産の所有者	固定資産 (土地、家屋、償却資産)	価格	1.4/100
軽自動車税	軽自動車等の所有者	軽自動車等		例：4 輪以上の自家用軽乗用車 ・・・年額 7,200 円
市たばこ税	卸売販売業者等	売渡し等に係る 製造たばこ	製造たばこの本数	1,000 本につき 3,298 円
特別土地 保有税	土地の所有者 又は取得者	土地の保有又は取得	土地の取得価額	土地に対する課税 1.4/100 土地の取得に対する課税 3/100
		平成 15 年度以降は新たな課税は行っていない。		
事業所税	事業所等において事業を行う者	事業	資産割...事業所床面積	1 ㎡につき 600 円
			従業者割...従業者給与総額	0.25/100
都市計画税	市街化区域等内に所在する土地、家屋の所有者	土地、家屋	価格	0.3/100 (制限税率)

7 地方税における特例措置の概要

項 目		個人市民税	法人市民税	固定資産税 都市計画税	軽自動車税	事業所税
地方税法	非課税	- 生活扶助の受給者(法295) - 障害者等で合計所得金額が125万円以下の者(法295)	国、地方自治体、国公立大学法人等(法296) - 社会福祉法人等で収益事業を行わないもの(法296)	国、地方自治体等の所有する固定資産(法348) - 道路、墓地、学校法人等が直接教育の用に供する固定資産(法348)	国、地方自治体、非課税独立行政法人等の所有する軽自動車(法443)	国、非課税独立行政法人、公共法人等(法701の34) - 団地管理組合法人、地縁団体、政党等の行う収益事業以外の事業(法701の34) - 博物館、公衆浴場等(法701の34)
	課税標準の特例		-	- 変電所、送電施設用の償却資産(法349の3) - 住宅用地の特例(法349の3の2)	-	- 協同組合の事業用施設(法701の41) - 倉庫業者が倉庫業の用に供する倉庫(法701の41)
	税額控除又は減額	配当所得の一部控除(法附5)	外国税額控除(法321の8)	新築住宅の減額(法附16)	-	-
条例	減 免	市税における軽減措置(報告書本文)				
	課税免除	-	-	-	商品であって使用しない軽自動車等(条例 55)	-
	不均一課税	-	資本金1億円以下かつ法人税額2500万円以下の法人(条例17の2)	-	-	-

8 減免等関係規定（地方税法 抜すい）

1 減免

(1) 市町村民税（第323条）

市町村長は、天災その他特別の事情がある場合において市町村民税の減免を必要とすると認める者、貧困に困り生活のため公私の扶助を受ける者その他特別の事情がある者に限り、当該市町村の条例の定めるところにより、市町村民税を減免することができる。但し、特別徴収義務者については、この限りでない。

(2) 固定資産税（第367条）

市町村長は、天災その他特別の事情がある場合において固定資産税の減免を必要とすると認める者、貧困に困り生活のため公私の扶助を受ける者その他特別の事情がある者に限り、当該市町村の条例の定めるところにより、固定資産税を減免することができる。

(3) 軽自動車税（第454条）

市町村長は、天災その他特別の事情がある場合において軽自動車税の減免を必要とすると認める者、貧困に困り生活のため公私の扶助を受ける者その他特別の事情がある者に限り、当該市町村の条例の定めるところにより、軽自動車税を減免することができる。

(4) 事業所税（第701条の57）

指定都市等の長は、天災その他特別の事情がある場合において事業所税の減免を必要とすると認める者その他特別の事情がある者に限り、当該指定都市等の条例の定めるところにより、事業所税を減免することができる。

2 課税免除・不均一課税

公益等に因る課税免除及び不均一課税（第6条）

地方団体は、公益上その他の事由に因り課税を不相当とする場合においては、課税をしないことができる。

地方団体は、公益上その他の事由に因り必要がある場合においては、不均一の課税をすることができる。